



## 患者の診療拒否への対応

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市 尚子

- Q** 1 腎機能障害の既往歴のある患者が来院し、「食欲がない」「だるい」などの主訴があったので、当院では、腎機能の悪化を疑い、血液検査を勧めました。ところが、患者は、「夏バテで胃腸が弱っているだけなので、胃薬を出してくれ。金のかかる検査は要らない」と言って、いくら説得しても検査に同意をしません。検査を無理強いすることはできませんが、このまま放置して手遅れになった場合、当院が責任を問われますか。
- 2 親が高熱のある5歳の子どもの連れて来院しました。典型的な麻疹の症状があったので、麻疹の疑いを伝え、重症化しているので入院が必要であると説明したところ、「1歳のころワクチンを打ったはずなので麻疹はあり得ない。明日から旅行に行くので、熱さまじだけ打って熱を下げてくれればいい」などと言って、検査にも入院にも同意しません。当院はどうしたらよいのでしょうか。

- A** 1 患者の自己決定権尊重の理念から、医師は、患者が拒否している検査や治療を強行することはできません。従って、医師が必要性を十分説明したにもかかわらず、患者が検査や治療を受けないことを選択した場合には、その意思を尊重するのが原則であり、その後重症化したとしても、医師が責任を問われることはありません。

しかし、世の中には、自分で断っておきながら、後から、医師の説明が不十分だと主張して病院の責任を追及してくる患者や遺族がいることも事実です。そこで、患者が検査や治療を拒否した場合には、次のような対策をお勧めします。

- ① 医師の説明内容や患者が拒絶する様子をビデオや録音等で記録すること
  - ② 患者の意思で検査や治療を拒否する旨を記載した免責証書に署名させること
- 2 最優先されるべきは子どもの救命です。5歳児には、医療行為への同意能力がないとされていますから、親権者が代わって同意をしなければなりません。Q2の場合には、親と子どもの利益が相反しているように思えます。親の誤解や思い込みもあるかもしれませんが、第一には子どもの治療に同意するように粘り強く説得しなければなりません。子どもの生命に危険が迫っている状態でどうしても治療に同意しない場合には、児童相談所への通告（児童虐待防止法6条1項）が必要です（医療ネグレクトへの対応については、最新・医事紛争Q&A 第13回「医療同意権」北海道医報1148号32頁参照）。

通告後のトラブルを避けるためには、親から「子どもの治療を拒否する」旨の文書を提出させておくことをお勧めします。



**医師：**インフォームドコンセントが強調されるようになってから、患者が検査や治療を拒否するケースが増えました。

**弁護士：**どんな理由で拒否するのでしょうか。

**医師：**「金がかかる」「時間がない」「抗生物質は体に毒だと聞いたから嫌だ」「薬の副作用が怖い」「体にメスを入れるのは嫌だ」など理由はいろいろです。その都度、説得するのですが、無理強いができないので、困っています。

**弁護士：**インフォームドコンセントの理念は、自己決定権の尊重に由来しますから、たとえ不合理な選択であったとしても、それが患者の真意に基づくものである限り、その意思決定は尊重されなければなりません（最新・医事紛争Q&A 第8回「宗教上の理由による輸血拒否」北海道医報第1143号36頁参照）。

**医師：**では、医師は、患者の選択に全面的に従うだけですか。

**弁護士：**そうではありません。医師が勧める検査や治療が拒否された場合には、まず、その必要性が患者に理解されていない可能性があると考えて、十分な説明をして患者の誤解を解く努力が必要です。

**医師：**当院でも、ちゃんと説明していますが、それでも、後になって「十分な説明を受けていたら同意したのに」などと言ってくる患者や遺族もいるので、きちんと説明したが拒絶されたことをカルテに記録しています。

**弁護士：**それは最低限必要ですが、どんなに細かく説明しても、「そのときは理解できなかった。患者が理解できるような説明をすべきだった」と言われることがありますので、さらに一步進んで①のビデオ・録音や②の免責証書をお勧めしています。

**医師：**免責証書の書式は、どのようなものですか。

**弁護士：**エホバの証人の輸血拒否では、免責証書が活用されていますが、黒木法律事務所では、他の事例でも利用できる免責証書の書式を作成しましたので、参考にしてください。

**医師：**子どもの受診を拒否する親についても、免責

証書を書いてもらえばよいのですか。

**弁護士：**親による子どもの受診拒否については、免責証書の意味合いは異なります。親といえども、子どもの生殺与奪の権利はないからです。たとえば、親が「治療費が惜しいので、治療は不要です。子どもは死んでもかまいません」などと免責証書を書いたとしても、それは無効です。

**医師：**では、親から「子どもの治療を拒否する」旨の文書を提出させておく意図はどこにありますか。

**弁護士：**子どもの治療方針について、親と意見が合わない場合でも、すべての親が悪い親というわけではありません。単に医学の知識がなく、誤解しているだけかもしれませんから、そのような場合に虐待疑いとして児童相談所に通告すると、親から逆恨みされるおそれがあります。そこで、子どもの救命の必要があるにもかかわらず治療を拒否する旨の文書の提出を求めることは、治療に同意してもらうための説得の材料にもなりますし、病院が通告を決断する際の判断材料にもなりますので、トラブル防止に役立ちます。

### 免責証書

私は、医師から①の医療が必要との説明を受けましたが、②の理由により拒絶します。

この拒絶により、私の健康や生命に不利益を生じて、すべて私の自己決定権の行使によるものですから、貴院の責任を問いません。

① 医療行為の内容

② 拒絶理由

年 月 日

患者署名

〇〇病院 御中